

令和4年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和4年5月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第7号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第8号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
5. その他 【報告事項】 令和4年度標準作業賃金について
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
1 0 番 本田 廣正 1 1 番 中村 幸信 1 2 番 河嶋 隆雄
1 3 番 緒方 寛二 1 4 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 西村 盛一 田上 安幸 外村 和彦 松永 博文
井芹 康雄 伊佐 浩二 坂本 導成 松野 文男 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
なし
8. 議事録署名人

3番 清住 昇

4番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和4年度第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

田植を前にして多忙な時期、苗等つくっておられようかと思いますが、お集りいただきまして大変ありがとうございました。

議題は、そこに書いていますように、本日、7号議案から10号議案まで、3条関係、5条関係、それに基盤法、10号の3年度の総括、これを用意しております。したがって、本日は農業委員さんと最適化推進委員さん、全員お集まりいただいておりますので、皆様からの真摯な議論をお願いしながら、誠に簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、3番委員の清住昇委員と、それから4番委員の松本茂委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

- 会 長 それでは早速、会議を進めてまいります。
議案第7号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。
それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページをお願いいたします。
議案第7号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
令和4年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名。
以上です。
- 会 長 それでは、審議に入ります。
2ページをお願いいたします。
番号1番について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。
- 13番 13番委員の緒方です。
では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは、御説明申し上げます。3ページのほうに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明させていただきたいと思います。
地図の真ん中、下から上に行っておりますのが国道443号線でございます。そして、こちらにコウサ生コンさん、それとここに町民センターがございます。今回の2筆については、こちら、赤く示したところございまして、町民センターより北東のほうへ約300メートルの位置にある農地2筆でございます。
以上です。
- 会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から、農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 13番 13番委員の緒方です。
今回の申請は、申請人が耕作できなくなったため、知人を通じて相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので、今回の申請となりました。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
1については、取得する土地に小作契約はありません。
2については、該当しません。
3については、該当しません。
4については、本人の従事日数が150日程度であり、取得後の農地を適正に管理す

ることに何ら問題ないと思われま

5については、取得後の耕作面積が1万498平米で、下限面積をクリアします。

6については、該当しません。

7については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

先月の4月26日に、会長、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川字下小塚にある田2筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

それでは、意見もないようでございます。許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

番号2番については、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料4ページのほうに添付しておりますけれども、前のほうのスクリーンで御説明申し上げます。

先ほど、1番でもあった地図でございますが、こちらが国道443号線、コウサ生コンさんと町民センターです。申請地はこの赤いところでございます。距離、場所につきましては、町民センターから北東のほうに約220メートル、1番の案件とすぐ近くでございますが、220メートルのところ

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から、農地の所有権移転(3年)について、農

地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。

今回の申請は、利用権設定の期間満了に伴う3条申請での再設定の案件です。相手側が担い手の要件を満たさないために、3条での借り換えとなります。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得する土地に小作契約はありません。

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、トラクター等を所有しており、本人の従事日数も180日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

5については、取得後の耕作面積が1万8,539平米で、下限面積をクリアします。

6については、該当しません。

7については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の4月26日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字早川字下小塚にある田1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か意見はございませんか。

はい、どうぞ。

推進委員 委員じゃありませんけれども。年齢的に86歳という、ちょっと気にかかりますので……。ああ、間違えました。

会 長 いいですか。ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは続きまして、議案第8号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いいたします。
 議案第8号、農地法第5条許可申請書審議について。
 農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見
 の決定を求めるものでございます。
 令和4年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
 以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、6ページをお願いします。
 議案第8号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと
 思います。
 それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。
 それでは、番号1について説明いたします。
 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由、契約
 の種類を読み上げ)
 以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 御説明申し上げます。地図につきましては7ページのほうに添付をしております
 が、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。
 先ほどの3条と、ちょうど近いところでございます。こちらが国道443号線、町民
 センター、先ほどの3条の農地がここのところにございまして、今回の5条の申請
 地は、この赤く示したところでございます。町民センターより北東のほうに約310メ
 ートルほど行った場所にある農地1筆でございます。
 場所については、以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明
 をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。
 それでは説明します。
 今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場を拡張する
 ために転用申請をするものです。
 転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がない
 かどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可
 否の判断を御覧ください。
 1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、
 おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地のため、第一種農地に

該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性について問題はありません。

4については、境界にコンクリートブロックを設置し、土の流出を防ぐとされており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

先月の4月26日に、会長、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字早川字下小塚にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能と思われます。

今回の転用申請では、境界にコンクリートブロックを設置し、土の流出を防ぐとされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号ロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

はい、河嶋委員。

○12番 この土地に関して、通路はどこにあるんですか。道路。

○5番 そうですね、工事に入るなら、そこに入っていかないかんけん。

事務局 通路は、ここに既存の資材置場がありますので、ここから土を盛って、周りに擁壁をされるという……。既存施設からの進入となります。

会 長 場所はよろしいですか。

○12番 はい。

会 長 ほか。本田委員。

○10番 一緒なんですけど、地図見たらね、入り口がないんですよ。こんなところに資材置場作れるのかなと。あそこって今、言われたから、かなりの段差がありますよね。相当これ埋めないと、中に入れませんか。こんなところ、できるのかなと思って。資材だから……。要するに、物を置いたら水につかりますよね。そういうところが

資材置場に本当になるんでしょうかという話ですね。

事務局 だから、擁壁をして、そこに盛土だけ……。

○13番 あそこまで上げる予定で。

会 長 今回の盛土の件、よろしいですね。

ほかに何か御意見はございませんか。

そしたら、ほかにはないようであります。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号2についてを審議したいと思います。

それでは、14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由、契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。地図につきましては8ページのほうに添付してございますが、前のスクリーンのほうで御説明いたしたいと思います。

真ん中右端、こちらに甲佐町役場がございます。その横を、縦に国道443号線、町道岩下益城橋線で、町の商店街がございまして、この赤く示したところが今回の申請地でございます。役場より、直線距離で約220メートル西に行ったところの農地でございます。

場所については、以上で説明を終わります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、14番委員の中村委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。

それでは、説明いたします。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、駐車場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、

役場より300メートル以内の市街地の区域内にある農地で、第三種農地に該当すると思われます。このことにより、転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性について問題はありません。

4については、大規模な造成は行わず、地盤の転圧と敷き砂利程度とされており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。

先月の4月26日に、会長、長野委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字岩下字西園にある農地で、農地の状況としては役場より300メートル以内の市街地の区域内にある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では、大規模な造成は行わず、現状のまま利用するとされており、転用により周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま1番委員の境委員から現地調査の報告、また、14番委員の中村節美委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

○5番 ちょっと地図を見せてもらっていいですか。谷田病院からだいぶ遠いみたいですが、これ、綾の家のほうの駐車場か何かに使われる予定ですかね。

事務局 申請書には職員の、谷田会として利用される……。

○5番 あのあたりに綾の家ぐらいしか、あんまりなかったような気がするんですが。

事務局 今のはサエラのところを借りてるでしょう。今が職員駐車場でサエラの前を借りておられるんで、そこからすると、あまり距離的には変わらんかなと思うんですけど。

○5番 分かりました。

会 長 伊豆野委員、よろしいですか。

○5番 はい、大丈夫です。

会 長 河嶋委員。

○12番 また先ほどと一緒にすけれども、車の入り口はどこになりますか。

事務局 ここに更地がございまして、ここから進入されるというふうに……。

○12番
事務局 よその方を通して。
いや、ここは宅地なんですよ。ここも谷田さんが購入して、奥のほうも購入して、一体的に利用されるという事です。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

○12番
会 長 はい。
そのほかに何か御意見ございませんか。
ほかにはないようでございます。それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは、番号2につきまして、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。
続きまして、審議調書の番号3についてを審議したいと思います。
それでは、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番
1番委員の境です。
それでは、番号3について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由、契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 説明申し上げます。地図につきましては9ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
こちらが国道443号線で、こちらに甲佐町役場、左下に甲佐小学校、そして下豊内集落がございまして、この赤い印のついたところが今回の申請地でございます。場所につきましては、甲佐町役場から南東に約490メートルのところに位置する農地でございます。
以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番
1番委員の境です。
それでは説明します。
今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場を建設するために転用申請をするものです。
転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可

否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。また、役場より500メートル以内の区域内にある農地で、第二種農地に該当すると思われます。そのことにより、転用は可能と思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、大規模な造成を行わず、押しならし程度とされており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

先月の4月26日に、会長、境委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字豊内字塘ノ内にある農地で、農地の状況としては、役場より500メートル以内の区域内にある農地であるため、第二種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では、大規模な造成は行わず、押しならし程度とされており、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番 年齢のところが空白になってますけれども、大体お幾つぐらいですか、譲渡人。

事務局 ちょっとそういった情報が分かってきておりませんで、不明でございます。御年輩だとは思いますが。

事務局長 今、この申請者の年齢とかを書く欄は基本的には要らないということになっておりますので、すみません。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

それでは続きまして、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

では、10ページをお願いします。

議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の11ページをお願いいたします。

甲農第172号、令和4年4月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページ12ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和4年度第2回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が1筆の1,091平米、6年の田が4筆の3,502平米となります。

賃借権の新規について、3年の田が1筆の1,196平米、5年の田が7筆の8,502平米、5年の畑が4筆の7,648平米、10年の田が1筆の768平米、畑が2筆の2,720平米。賃借権の新規の計は、田が9筆の1万466平米、畑が6筆の1万368平米。賃借権の小計は、田が14筆の1万5,059平米、畑が6筆の1万368平米となります。

使用貸借権について、再設定はございません。新規の5年の田が6,676平米のみとなります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が19筆の2万1,735平米、畑が6筆の1万368平米となります。所有権移転についてはございません。

委員の皆様にご審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長

それでは、13ページをお願いします。

議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを

審議します。番号1番の相手方（譲受人）は5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

（伊豆野委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置を御説明申し上げます。15ページのほうに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで説明申し上げたいと思います。

こちらに緑川が流れてきております。そちらに沿って県道三本松甲佐線がこちらになります。真ん中辺り、ここが安平の集落、この下が上揚の町営団地でございます。申請地は井戸江の集落の外れ、この赤い印をつけたところで、こちらの井戸江キャンプ場から北東へ約180メートルほど行ったところにあります。

次に、相手方の状況について説明申し上げます。

番号1番の相手方は、大町集落の認定新規就農者として農業を頑張っておられ、主に米と野菜の作付をされています。今回の申請地にはニンニクの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。以上でございます。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員。

○12番

申請人の、譲渡する方の耕作面積は、この面積はどこでの面積なんですか。菊池のほうの面積なんですか、甲佐のほうの面積ですか。

事務局

こちらについては、甲佐町での就営されている農地のものになります。

会長

よろしいですか。甲佐町だけの面積ということでございます。

○12番

はい。

会長

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号1については、原案のとおり承認いたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

（伊豆野委員入室）

続きまして、番号2番を審議したいと思います。

番号2番の相手方（譲受人）は13番委員の緒方委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

（緒方委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明申し上げます。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置を説明申し上げます。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで説明を申し上げたいと思います。

真ん中の、こちらのほうが国道443号線。そして、こちらにアクセスケーブルさん、ヤマキフーズさん、北早川の集落でございます。そして、こちらに早川の簡易郵便局がございます。この赤いところが今回の申請地でございます。早川郵便局より東のほうへ約250メートルほど行った場所に位置する農地でございます。

場所については以上でございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は、早川集落で認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米、麦、大豆を栽培されております。申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

す。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。それでは、番号2番については原案のとおり承認をいたします。

緒方委員の入室を認めます。

（緒方委員入室）

今、2時20分ですので、ここは取りあえずトイレ休憩をしたいと思います。半まで休憩をいたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

会 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を進めてまいります。

続きまして、番号3について審議したいと思います。

この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の説明を申し上げます。17ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

こちらに田口橋がございまして、県道御船甲佐線が上のほうになっております。この交差点からが、県道宇土甲佐線、田原のほうに行っています。左隅にグリーンセンターがございまして。今回の申請地につきましては赤く記したところで、グリーンセンターより北へ約150メートルのところに位置する農地がございまして。

次に、相手方の状況について御説明申し上げます。

番号3の相手方は、田口集落の認定農業者で、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米、麦、大豆の作付をされております。今回の申請地にも、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われまして。

以上でございます。

会長

ただいま事務局から番号3についての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号3については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4番を審議したいと思います。この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置を御説明申し上げます。18ページに地図のほうを添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

左上、こちらが星の川団地、安津橋がございまして、有安の集落。この赤い印のところ、1筆、2筆ございまして、安津橋より東へ250メートルのところ、北東へ230メートルのところ、それぞれございまして。場所については以上でござ

います。

続いて相手方、譲受人について説明いたします。

相手方は、有安集落の認定就農者で、集落の中心経営体として農業を頑張っておられ、主に米と飼料作物を栽培されております。申請地にも米と飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会長 ただいま事務局から番号4番についての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問はないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思いますが、相手方は草場委員が役員を務められる法人ですので、参与の制限に該当します。審議が終わるまで、草場委員は退席をお願いします。

(草場委員退出)

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続いて、申請地の位置の説明申し上げます。こちらが乙女橋、県道宇土甲佐線が東西に通っておりまして、YKKさんがこちらになります。津志田の集落がこちらにございまして、この角の辺りが津志田の公民館で、赤いところ、こちらに堂下の2筆、こちらの赤いところの2筆が池田の2筆の水田、合計4筆がこのように点在しております。

場所については以上でございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

番号5番の相手方は、津志田集落の認定農業者です。地域の担い手として農業を頑張っておられます。主に米、麦、大豆を作付されています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようです。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号5番については原案のとおり承認いたします。

草場委員の入室を認めます。

(草場委員入室)

続きまして、番号6番について審議したいと思います。

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について御説明したいと思います。地図につきましては、20ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明したいと思います。

一番左下、こちらが龍野のふれあい公園、そして竜野川がこのように流れております。上早川の大谷の集落、上大谷がこちらへつながりまして、こちらの赤い2筆と、こちらに3筆、合計5筆がこのように赤いところで点在してございます。

続いて、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は、上早川1区集落で認定新規就農者として農業を頑張っておられ、主に米、野菜などの作付をされております。今回の申請地には、米、野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上です。

会 長

ただいま事務局から番号6番についての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

松本委員。

○4番

さっきのじゃなかばってんが、千葉県の会社の人が所有しとんったわけですね。

会 長

はい、そうです。

○4番

今までその田とかは誰が耕作していたんですか。

事務局

率直に言いますと、ヤミ耕作みたいな形で借りて作られて、今回改めて正式に手続きをされるということでございます。

会 長

よろしいですかね。

○4番 分かりました。はい。

会 長 本田委員。

○10番 対価がゼロになっているんで、結局、申請人と借受人の関係はどういう関係でしょうか。対価なしでしょう。

事務局 多分深い関係は無いと思います。

○10番 要するに、ゼロ円で貸してくれという人だから、この人とね、要するにこの借受人は何かの関係でつながっていると思いますよ。例えば、よく親戚とかありましたけど、ゼロ円ということは何かあると思うんですよね。それはどういうことでしょうかと。

会 長 事務局は何か把握していますか。

事務局 この申請人の方は自分では管理できないので、ただでもいいので作ってほしいというふうに相手方に頼まれて、使用貸借で契約を受けることになったというふうに聞いています。

○10番 あまりにもね、千葉県だから、ここで仕事する人の代表が管理していたと思うんだよね、結果的には。千葉県からわざわざ作りに来る人はいないと思うので。だから、その背景を聞いています。

事務局長 この法人自体の本社というか、それが千葉のほうにあられて。実際に甲佐のほうで一時期ずっと農地を集められて耕作されていたというのはあります。実際、そのところを作られなくなって、先ほどの話じゃないですけど、契約がない、いわゆるヤミ耕作でされていたという状況です。

去年、ここに出ております相手方のやつだ農園さんが新就農者ということで認定を受けられて、その辺一帯のところまで今農地を探しておられるということで、管理もできないのでお願いしますという形になっているのではないだろうかという推測です。

○10番 ないだろうかということですね。

事務局長 そうです。

会 長 本田委員、よろしいですか、この件について。

○10番 はい、いろいろ流れはあるでしょうから、いいです。

○12番 今の追加して、今、使用貸借で6反6畝ぐらいでしょう。内田農林自体が8反6畝じゃないですか。だから、あと2反はどうなさるつもりか。事務局は御存じでしょうか。

事務局長 その面積だけん、実際そこがどうなっているのかというのは、そこまでの追跡はしてないです。

○12番 できるなら、やつだ農園にそのまま8反6畝貸すのが筋と思う。

事務局長 多分、点在していると思います。やつだ農園さんが今現在は6反ぐらい、そのの

近辺のところで作られて、その近辺のところにある内田農林のところが、この面積じゃないだろうかというところですよ。

会 長 場所は大体同じところですからね。

○12番 だけん、どうせならもう8反6畝ですね。

事務局長 そうですね、その辺に全部集約しておけばですね。

会 長 農業公社とうしての貸借になるからですね、そういう今後の心配は要らないと思います、農業公社のところでやっていますから。

○12番 イノシシの繁殖場になったらいけないからですね。

会 長 境さん。

○1番 この森本さんというのは新規就農ということで、その経験とか何かそういうのと、何歳くらいの方なのかな。

事務局長 森本さんといいますか、やつだ農園株式会社として新規就農者として認定をされています。そこで今されているのが、個人名ですけども森本さんという方で、年が四十幾つぐらいだったと思います。以前は、城南とかあっちのほうで農業をされていて、病院のほうの介護関係のやつでされていたと。実際、そこで谷田会自体が病院食とかそういうのに、無農薬の米とか有機野菜、それとか減農薬のやつを病院食とか施設の食事に提供したいということで法人を立ち上げられて、そこで実際に経験されていたこの方が、その代表にということでされたということですよ。

会 長 よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号6番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7番から10番までは、相手方、いわゆる譲受人が同一ですので、一緒に審議したいと思います。

この案件も熊本県農業公社の農地の貸借ですよ。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置を説明いたします。お手元の資料21ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明したいと思います。

右端、こちらは県道の御船甲佐線、中山方面に向かっております。こちらに鉄筋団地がございます。一つ目の中山原がこの赤いところに、あと、鉄筋団地のほうからグリーンセンターに行く農道があります。そして突き当たりがグリーンセンターでございます。その横に1筆、これが10番の農地、それと、こちらが8番の農地、そして、こちらが7番の農地、以上、点在しておりますけれども、4筆がこのような位置関係でございます。

続きまして、相手方の条件について説明いたします。

番号7番から番号10番の相手方は、御船町の認定農業者ですが、甲佐町でも農業を頑張っておられ、主に米や野菜の作付をされております。今回の申請地には野菜の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から番号7番から10番までについての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番 番号10番で、土地の状況が畑の4,405平米に対しまして、申請人の持分が2分の1の4,405平米になっていますけれども、これはどういったあれですか。多分奥さんの名義でしょう、ちょっとその辺りを。

○2番 奥さんじゃないよ、きょうだいでしょう。

○12番 きょう代いは分からんけれども、持分2分の1になっとるけんが、2分の1の必要性があるんですかっていう。

○10番 これ、きょうだいなんですよ。この前、お袋が亡くなったんですよ。だから、2分の1、2分の1してあるとです。

○12番 たまたま4,405平米ということですか。

○10番 そうです。たまたまです。

事務局長 今度のやつが一緒だけんということでしょう。実代子さんの分だけを貸されるという話じゃないと思います。

○10番 だから、トータルが違うというわけでしょう。

事務局長 そうです。

○10番 だから、どっちかの、上のほうのやつが間違っているのかどうなのか。6,123が間違っているのかどうなのか。

○2番 相続ができてなかったんじゃないですか。お父さんが亡くなられた後。

○10番 そうそう。そこは今までね、あの人が作りよったんですよ。すぐ度忘れする。井本さんが作ってたんですよ。で、全部法人で。

事務局長 ということであれば、今おっしゃったように、この耕作面積の4,405と……。

○10番 これ耕作面積やけん、いいんじゃないですか。

事務局長 申請土地の面積は、たまたまというか、一緒だったというような形になると思います。

○10番 だから、この耕作面積というのは上のほうにもう1個あるでしょう、上のほうに。これ全く一緒ですね。だから、この本人が持っている登録している耕作面積が6,100で、下のほうの耕作面積が、この女性の人ですけれども、これが4、4でいいじゃないですか。そのうちのこの4、4を貸したのが、たまたまこれが二人の地権者になっているという。

事務局長 二人の名義で2分の1、2分の1で、相続の分のやつが4,405平米という形になっている。

表示の仕方が2分の1の共有持分の地積が4,405平米で、上の方の単独の持分がこの6,123というふうに。

すみません、表記の仕方を今後考えさせていただきたいと思います。

会 長 たまたま数字が一緒やったから、違うんだったら、そうやなかったかもしれん。場所はよろしいですか。

ほかに何か御意見、御質問はございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。それでは、番号7番から番号10番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、最後かな、番号11番について審議したいと思います。

この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

次に、申請地の位置を説明申し上げたいと思います。こちらが県道の宇土甲佐線、こちらにグリーンセンター、田原の集落、こちらが府領のほう通っています小川嘉島線、森の住宅、そこの宇土甲佐線の交差点より奥に入ったところに、こちらの赤いところ1筆と、こちらの赤いところ2筆、それぞれございます。

続いて、相手方の状況について御説明したいと思います。番号11番の相手方は、新規就農者で嘉島町、熊本市城南町、甲佐町で、レモン、キウイフルーツ等の作付をされております。今回の申請地にも、レモン、キウイフルーツ等の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明については以上です。

会 長 ただいま事務局から番号11番についての説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
本田委員、どうぞ。

○10番 地図が両方とも舞ノ原になっているんだけど、片方は免ノ上。地図の……。
事務局 すみません、手前が免ノ上です。
会 長 下の段が免ノ上ですね。
会 長 よろしいですね、本田委員。
ほかに何か御質問はありませんか。
河嶋委員、どうぞ。

○12番 確認ですけれども、先ほど譲受人の住所は嘉島町と発言がありましたけれども、
この資料の上では良町になっとるけんが、どっちの……。
事務局 営農は嘉島町にもあるし、甲佐町にもある。
事務局長 新規就農者で、嘉島と城南と甲佐で作付をされています。住所は良町。
○12番 良町。
会 長 点在して頑張っていましたね。新規就農者なんで。
よろしいですかね。

○12番 はい。
会 長 境委員。

○1番 今はもう荒れた状態になっているんですか。
事務局 現在はそのような状態で。

○10番 徐々に作付が時期なんですね、植えるところだけを今切って、徐々に植付けして
あります。私は時々見に行っているから。だから、荒れたところを実は探してある
程度貸しているんですよ。要するに、放棄地を減らすための施策で、ちょうど一町
三反、これを全部揃えたたんですよ。そういうことです。だから、荒れているから
徐々に進んでいっています。時々見に行っていますから。

○1番 植えてあるんですか。
○10番 そうです。
会 長 耕作放棄地がね、そういうことになります。
○10番 耕作放棄地をなくすための施策でやってます。
会 長 ほかに何かないですか、質問。
それでは、質問はほかにはないようでございます。原案のとおり決定することに
賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、番号11番については原案のとおり承認いたしま
す。

最後の議案になります。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、23ページをお願いいたします。

議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年5月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、24ページをお願いいたします。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について御説明いたします。

I、農業委員会委員の状況について。

1、農業の概要につきましては、これは昨年度当初のもので、農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。

耕地面積1,200ヘクタール、経営耕地面積971ヘクタール、遊休農地面積235ヘクタール、農地台帳面積1,669ヘクタールとなっております。

総農家数につきましては930戸、農業就業者数は1,023人、認定農業者につきましては70、認定新規就農者につきましては6、農業参入法人につきましては17となっております。

続きまして、2、農業委員会の現在の体制につきまして、これは昨年度までの体制ですけれども、新制度に基づく農業委員会となっております。農業委員数14名、農地利用最適化推進委員11名となっております。

次のページをお願いいたします。

II、担い手への農地の利用集積・集約化につきまして説明いたします。

1、現状及び課題につきまして、現状、令和3年度当初のものですけれども、管内の農地面積は1,200ヘクタール、これまでの集積面積につきましては721.8ヘクタール、集積率は60.15%となっております。

令和3年度の目標及び実績につきましては、集積目標は801.2ヘクタールとしておりましたが、集積実績は760.7ヘクタール、達成状況につきましては94.95%となっております。

3、目標の達成に向けた活動につきまして、計画といたしましては、農業委員会が毎年行っている農地利用状況調査を基に、耕作されていない農地については農家

の意向の把握をしながら農地の集積につなげる。また、利用権設定の期間が満了する農地についても出し手と受け手のマッチングを進める。その他、農地として復元できない荒廃化している農地については非農地化の対応を行うという計画を立てておりました。

実績につきましては、水田における担い手への農地集積は、農業委員と最適化推進委員の活動により、集積が進み、一定の成果が上がりました。畑については、活用されていない農地も見受けられる状況であり、担い手への集積が必要ではあるが栽培される作物などの関係もあり、集積がなかなか進んでいない状況です。また、農地として復元できない荒廃化している農地については、非農地化の対応を行いました。

目標及び活動に対する評価につきましては、どちらともおおむね妥当と判断することにしております。

次のページ、26ページをお願いいたします。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1、現状及び課題につきましては、新規参入の状況につきましては、令和2年度の新規参入は3経営体となっております。

2、令和3年度の目標及び実績につきましては、目標を2経営体——個人が1、法人が1という目標を定めておりました。目標面積といたしましては、1ヘクタールを掲げておりました。実績といたしまして、4経営体——個人3名、法人1法人、参入実績面積といたしまして3ヘクタールの実績が図れました。

3、目標の達成に向けた活動につきましては、計画といたしまして、上益城地域振興局やJAかみましきと連携し、就農を考えている若者の情報収集とともに、農業委員や農地利用最適化推進の地域活動を通して参入者の確保に努めるという計画を立てておりました。

実績といたしまして、今年度の新規就農者は個人3名、法人1法人と、当初計画の数を上回る結果となりました。今後も新規就農者の確保が図れるように、機会を捉え普及活動を行っていくこととしております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、おおむね妥当と判断すると記載しております。

次のページをお願いいたします。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価。

1、現状及び課題。現状につきましては、管内の農地面積1,200ヘクタール、遊休農地面積238.1ヘクタール、遊休農地の割合は19.8%となっております。

令和3年度の目標及び実績につきましては、解消目標を40ヘクタールと立てておりました。実績につきましては42.9ヘクタール、達成状況は107.3%となっております。

3の目標達成に向けた活動につきましては、農地の利用状況調査を8月から9月にかけて行いました。また、その取りまとめを10月から11月にかけて実施しております。その利用状況調査を受けて、利用意向調査を11月から12月の間に行っております。結果を12月から1月の間に取りまとめております。

調査数といたしましては、1号——現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地につきましては3,012筆、調査面積152.1ヘクタールとなっております。2号——その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地に関しましては、調査数は256筆、調査面積については12.3ヘクタールとなっております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価は概ね妥当と評価する。活動に対する評価としましては、利用状況調査及び意向調査は計画どおり実施できたと記載しております。

次のページをお願いいたします。

V、違反転用への適正な対応。

現状及び課題につきましては、管内の農地面積1,200ヘクタール、違反転用面積1.9ヘクタールとなっております。課題につきましては、違反転用については無断に転用が行われた後に元の状態へ回復させるのは難しいので早期の把握に努める必要があるが、人員の確保が課題であるとしております。

令和3年度の実績につきましては、1.9ヘクタール、違反転用の増減はありませんでした。

活動計画・実績及び評価につきましては、計画といたしまして、定期的に農地パトロールを実施することにより違反転用の防止に努める。違反転用となっているものについては、違反転用者へ文書による指導（中止など）を行い、悪質なものについては、指導、勧告通知を行うとともに県への報告を行うという計画を立てておりました。

実績につきましては、無断転用のパトロールとしての活動は実施できませんでしたが、農地の利用状況調査と合わせて実施いたしました。

活動に対する評価につきましては、違反転用のパトロールはできませんでしたが、利用状況調査の中で違反転用されていないかの調査も兼ねて活動いたしましたので一応の評価はできると記載しています。

次のページをお願いいたします。

VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

1、農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数は29件となっております。

2、農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）につきましては、1年間の処理件数は20件ございました。

次のページをお願いいたします。

3、農地所有適格法人からの報告への対応につきまして、農地所有適格法人からの報告は17法人受けております。

4、情報の提供等につきまして、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は168件、公表時期は令和3年5月に行っております。各集落の組合単位での回覧を実施しております。また、町広報紙やホームページの活用を行っていきたいと考えております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数280件ございました。毎月25日に取りまとめを行っております。

農地台帳の整備につきましては、台帳面積は1,669ヘクタールとなっております。次のページをお願いいたします。

VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。

農地利用最適化等に関する事務や農地法等によりその権限に属された事務につきましては、意見等はございません。

VIII、事務の実施状況の公表等につきましては、総会等の議事録の公表はホームページに公表しております。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はございません。

3、活動計画の点検・評価の公表につきましても、ホームページに公表しております。

事務局からの説明は以上となります。

会 長 ありがとうございます。ただいま令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明が事務局よりありました。これらについて、何か皆さんからの御質問はございませんか。

松永委員、どうぞ。

推進委員 27ページの遊休農地に関する評価ですけれども、これは令和2年の12月現在で遊休農地が238.1ヘクタールあって、令和3年度の実績で42.9ヘクタールが解消されたということですか。令和3年度末で遊休農地はどうなっていますか。

会 長 事務局よろしいですか。

事務局 解消実績のほうは42.9ヘクタールになっていますけれども、新たに53.1ヘクタール、調査によって53.1ヘクタール見つかりましたので、3年度末につきましては、今248.3ヘクタールということになっております。

事務局からは以上です。

会 長 どうぞ。

推進委員 結果的には増えたということですよ。この解消実績の中身といいますか、どう
いう方法で42.9ヘクタールは解消されたのか。増えとるんなら、何かこれだけ荒れ
たところを、今まで荒れているところを新たに耕作したような形跡は見当たらんけ
ん、この42.9ヘクタールというのはどういう内容かなと思ひまして。

事務局 事務局から説明させていただきます。営農の再開によって、その42.9ヘクタール
のうちの約20ヘクタールは営農再開でまた作られているということになります。

あと、公衆道路とかそういうことで転用された分が5ヘクタールあります。また、
非農地化も今進めておりますので、その分が大体18ヘクタールということになって
おります。合わせてこの43ヘクタールぐらいということですよ。

推進委員 いよいよ分からんごとなるな。

事務局 去年ぐらいから、上早川のところが、ソーラーの周りがありまして、実際に原野
化しているところ、そういうところが農地のままになっていて、そこについては農
業委員会のほうで確認をして、そこは山林、原野ですということなので非農地通知をい
たしました。そこで地目を変えていただくということで、農地面積の分母が減るも
んで、その分について実際に遊休農地としてカウントしていたものが農地じゃなく
なるということで、それが約18ヘクタールであると。営農再開というか、実際に遊
休農地として利用状況調査とか現況調査で確認したときに、昨年度ある程度のとこ
ろが実際に作ってあるというので解消されたというふうにカウントしたのが20ヘ
クタール、あとは、用地買収とかで道路になった部分とか、そういうごっこで42.
9ヘクタールという状況になります。

推進委員 後日でいいのですので、何か資料をつくって配ってもらえたら。

○10番 去年、田口地区の、グリーンセンターに行くところの道路ができてるんですね、
10年ぐらい前に。あそこが全部また、洗出したんですよ。これ再調査し直して減ら
してもらった。あの周りで畑が、これは山だよということで、田口地区のやつが大
分この前、地籍を減らして。その辺が恐らく入っています。評価の終わってからそ
れが分かっております。

事務局長 そこら辺についても資料あたりを。簡単なやつで、明細みたいな形で。

会長 今、松永最適化推進委員から……。

推進委員 それも含んでおれば、この実績の出し方というのがちょっと疑問があったいな。
本当にこれで効果があった実績なのかというのは。達成率、107%となっているが、
非農地認定なんかしたのは結局、空けたままになっているだけやけん。こういう…
…。

事務局長 調査・評価の基準というのが、利用状況調査面積に基づいて次の年どうなったか
ということになりますので、どうしてもこういう表現になってしまうというところ
にはなります。明細のほうについては、うちのほうで準備したいと思ひます。

会 長 事務局は、来年、今度報告するときは、そこら辺がある程度分かりやすい資料と
うかな、今、局長が言ったような。

推進委員 次回の会議の時結構です。

会 長 ほかに、何か今の事務局からの説明について御質問はございませんか。
伊豆野委員、どうぞ。

○5番 違反転用に対しての何か法的罰則はあるんですか。

会 長 違反転用に対する罰則はあったと。

○5番 基本的には、違反で勧告とかこういうやつしかできないというのであれば……。

事務局長 実際、法的に原状復帰命令で、そういうところも。許可権者では県ですので、県
のほうから町を通じて出すということもありますが、実際問題として、そこに何か
箱物ができているというときに、そこを解体しろというのは現実的に不可能ですの
で、なかなか県もそこまではできないというところで終わっている部分はあります。

ただ、そこについて、先に大きな案件で解消に向けて、そのところと話し合い
が進んでいて、今、無断転用の状況を正式に転用ができるのか進めていくところ
が、一番大きな部分が今現在進行形で進んでいることだけ御報告します。

会 長 よろしいですか。ほかに何かございませんかね。

ほかにはないようでございます。

今説明がありましたが、私たち農業委員あるいは最適化推進委員につきましては、
農業委員会の重要な業務としてこのような業務を行っています。その活動の内容と
しましては、ただいま説明がありましたように、担い手への農地の利用集積あるい
は集約、二つ目には、新たに農業経営を営もうとする者への参入促進、遊休農地
に関する措置、あるいは違反転用への適正な対応などの業務が責務として位置づけら
れています。

この活動を実のあるものにするためには、活動の点検なり評価が重要であるとい
うふうに考えております。昨年度において、目標に対しての活動実績が不足してい
る部分を補いながら、本町農業委員会としましての評価がもらえるよう、しっかり
活動の充実を図っていきたいと思っているところです。

皆様からの御意見がほかになれば、議案第10号、令和3年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、議案第10号については、原案のとおり承認をい
たします。

本日、用意いたしておりました議案は全て終了をいたしました。事務局のほうに
バトンタッチいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、4番のその他になります。

報告事項ということで、令和4年度の標準作業賃金についてになります。

標準作業賃金については、作業部会の部会長から説明をお願いいたします。

○11番 それでは、先月の4月14日の午前10時から、第1回の営農対策部会を開催しました。内容としまして、令和4年度の農作業標準賃金ということで、今お手元に資料を配っていますけれども、その内容を御説明しておきます。

上から順番にいきます。稲田耕起の6,000円が基盤備蓄地区です、基盤未整備地区が7,000円になっています。秋田起こしが、基盤整備地区4,000円、未整備地区が4,500円。麦田起こしが4,500円、未整備地区が5,000円。稲のコンバイン刈りが1万2,000円、未整備地区が1万3,000円、麦のコンバイン刈りが7,000円、未整備地区が8,000円。大豆コンバイン刈りが6,000円、未整備地区も同じ6,000円です。機械の田植が5,000円、未整備地区が5,500円、代かきが6,500円、未整備地区が7,000円。農薬散布、水和剤が1,500円、粉剤が2,000円。一般農作業が6,800円から8,000円になります。草刈作業は大体1時間1,000円としまして大体8,000円になっています。これは機械持込みですね。機械、麦・大豆播種は7,000円です。稲の乾燥が反当たり9,000円です。苗作り1箱550円、米・麦・大豆運搬賃が反当たり1,000円。肥料散布10アール当たり1,500円。プラウ作業、天地返しですね、10アール当たりの6,000円です。カルチ作業10アール当たり2,000円。畔ぬり1メートル当たり40円から50円になっています。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。一応、営農対策部会で審議して、この賃金で決定しております。これに関しましては、昨年度からほぼ数値には変更ございません。これは郡内を見ましても、郡内も数値についての変更はないということで、甲佐町もこれで決定したところです。

そして、この標準賃金につきましては、次の行政区配付の組回覧で回したいと思います。そして、ホームページに掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、その他については終了となります。

それでは、これをもちまして第2回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

3 番

4 番